

令和8年国東市農業委員会 第4回(4月)総会議事録

1.開催日時 令和8年4月9日(木)14:00～14:55

2.開催場所 国東市役所 2階 201・202 会議室

3.出席委員 (農業委員)14名

1番 古田明敏委員、 2番 藤本 徹委員、 4番 末綱博子委員、
5番 小笠原玉代委員、 6番 坂本 貢委員、 7番 森重なるみ委員、
8番 神田勝士委員、 9番 岩竹忠洋委員、 10番 有次昭二委員、
11番 松原雅之委員、 12番 松原 正 委員、 13番 吉田洋一委員
14番 佐藤 司委員、 15番 秋國崇己委員

(農地利用最適化推進委員)1人

井門豊彦推進委員

4.欠席委員 3番 豊田聖祐委員

5.出席職員 局長 土谷 靖、主幹 栗塚研吾、副主幹 矢野千城、主任 橘 卓弥

6.議事録署名委員の氏名 13番 吉田洋一委員、14番 佐藤 司委員

7.議事日程

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第19号 農用地利用集積計画について

議案第20号 農用地利用配分計画について

議案第21号 農地法の規定による非農地証明書の交付について

議案第22号 令和7年度農地利用状況調査による非農地決定について

議案第23号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

8.報告事項

9.協 議

10.そ の 他

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	只今より令和 8 年第 4 回国東市農業委員会総会を始めます。 はじめに、本日の資料確認をします。 (資料確認終了) 出席確認 : 本日の出席は 14 名ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立することを報告します。 それでは秋國会長にご挨拶をお願いし、引き続き、本総会の議事進行をお願いします。 (会長あいさつ)
議 長	議事録署名委員の指名をさせていただきます。13 番 吉田洋一委員、14 番 佐藤 司委員を指名しますので、よろしくお願いします。 それでは、議案審議に入らせていただきます。議案第 17 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 17 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、資料に基づき説明いたします。 申請番号 23 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 1,583 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「農地の管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。贈与による所有権移転です。 申請番号 24 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 476 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「市外在住により、農地の管理できないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。贈与による所有権移転です。 申請番号 25 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 313 m²です。外に畑が 1 筆の合計 2 筆です。合計の面積は 404 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「高齢により、農地の管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。売買による所有権移転です。 申請番号 26 番、土地の所在は〇〇、地目は田で、面積は 1,476 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「市外在住により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。贈与による所有権移転です。 申請番号 27 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 2,211 m²です。外

	に畑が1筆の合計2筆です。合計の面積は2,591 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請理由については、譲渡人は「市外在住により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。売買による所有権移転です。 申請番号 28 番、土地の所在は〇〇、地目は田で、面積は 364 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請理由については、譲渡人は「市外在住により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」とのことです。売買による所有権移転です。
議 長	議案第 17 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 23 番、24 番、25 番、26 番、27 番、28 番について事務局より一括して説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。
〇 〇 委 員	23 番は、譲渡人及び譲受人ともに市内在住者で贈与ということですが、面積も広いので、その背景を説明してください？
事 務 局	譲渡人と譲受人は親族関係にあります。申請地では果樹やシイタケが栽培され、管理されておりますので、特に問題はございません。
議 長	他に意見・質疑ありませんか？ (意見・質疑なし) それでは議案 17 号農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 17 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。 それでは議案第 18 号農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	それでは議案第 18 号、農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。 申請番号 4 番、申請地は〇〇、地目は畑で、面積は 299 m²です。申請地は 10ha 超の団地内にある第 1 種農地に該当します。 申請地の所在地は、国東市役所〇〇から北西へ直線で約 4kmに位置し、北と東は宅地、西と南は農地に接しています。 転用者は〇〇にお住いの〇〇さんで、転用目的は宅地拡張及び庭園です。平成 4 年頃、工事兼住宅を建築した際、宅地の駐車場部分に接続する申請地を農作業用や作物を収穫するための車両が出入りできるように砕石を一

	部敷きました。碎石を敷いていない部分には、花や低木、芝生等を植えました。無許可で施工したため、始末書が添付されています。 雨水は自然浸透で、隣接する農地の承諾書があり、日照・通風等への影響を含め、周辺農地への営農上の支障はないものと考えられます。 申請番号 5 番、申請地は〇〇、地目は田で、面積は 1,810 m²です。申請地は中山間地域に位置する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い第 2 種農地に該当します。 申請地の所在地は、国東市役所〇〇から南西へ直線で約 2kmに位置し、北と東と南は原野に、西は河川に接しています。 転用者は〇〇にお住いの〇〇さんです。転用目的は植林です。自己所有の山林で原木シイタケ栽培をしていますが、自家のクヌギ山が不足しているため、当該申請地にクヌギを植林したい、との転用申請です。 計画平面図ではクヌギを植林する計画にあり転用面積は適正と認められます。申請地の周辺は原野で山林化しており、日照・通風等への影響を含め、周辺農地への営農上の支障はないものと考えられます。雨水については自然浸透並びに、西側の河川へ流します。 転用に要する費用は〇〇円と見込んでいます。なお、クヌギ苗木の運搬、植林作業については自己所有の車両等により行います。また、申請者の貯金通帳により、見積額に見合う自己資金が確認できます。 申請番号 5 番につきまして、〇〇推進委員さんがみえていますので、重複する部分もあるかと思いますが、ご説明お願いいたします。 現地の状況については、事務局から説明があったとおりです。申請地は河川と原野に囲まれています。隣接土地所有者の承諾については、所有者が不明で連絡がとれませんでした。しかし、申請地側が北側に位置しますので、日照等による影響は心配ないので、特別に問題なしとして意見書を書かせていただきました。 事務局及び推進委員から説明がありましたが、意見・質疑ありませんか。 (意見・質疑なし) それでは議案 18 号農地法第 4 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 18 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。 続きまして議案第 19 号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。
--	---

事務局	議案第 19 号、農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。 利用権の設定は、総数 63 筆で 81,397 m ² です。内訳としては田が 56 筆、78,094 m ² 、畑が 7 筆、3,303 m ² です。 詳細につきましては、資料の 4 ページから 6 ページをご確認ください。
議長	議案第 19 号の農用地利用集積計画について、事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは議案 19 号農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 19 号農地利用集積計画については、全会一致で承認されました。 続いて、議案第 20 号農用地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 20 号農用地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。 配分計画は、総数が 63 筆で 81,397 m ² です。内訳としては田が 56 筆、78,094 m ² 、畑が 7 筆、3,303 m ² です。 詳細につきましては、8 ページから 11 ページをご確認ください。
議長	議案第 20 号の農用地利用配分計画について、事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは議案 20 号農用地利用配分計画について、承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 20 号農地利用配分計画については、全会一致で承認されました。 続いて、議案第 21 号農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 21 号、農地法の規定による非農地証明書の交付について、資料に基づきご説明申し上げます。

申請番号 8 番、土地の所在は〇〇、地目は畑で、面積は 1,064 m²です。外に畑 1 筆と田 1 筆の合計 3 筆です。合計の面積は 3,691 m²です。申請人は〇〇にお住いの〇〇さんです。

申請事由については、「約 40 年前に先代が亡くなった後、農地法の許可をとらずに申請地に杉やクヌギを植林したことにより現在農地として使用できないため。」です。農地転用許可を得ずにクヌギ等を植林していますので、始末書の提出を受けています。

お手元の資料の写真にありますように、植林したクヌギを伐採し椎茸の駒を打ち込み伏せている現況の畑や、杉や孟宗竹の間に椎茸のホダ場を設けている現況の畑、雑木林化し耕作が困難な現況の田を確認できます。

約 40 年前から現状とのことです。周辺農地に営農上の支障はなく、申請地での耕作は困難なので、非農地判定はやむを得ないものと思われます。

その他、現在地等は資料をご確認ください。

申請番号 9 番、土地の所在は〇〇、地目は畑で、面積は 205 m²です。申請人は〇〇にお住いの〇〇さんです。

申請事由については、「約 33 年前に先代が農地法の許可をとらずに申請地を庭として造成したことにより現在農地として使用できないため。」です。農地転用許可を得ずに造成していますので、始末書の提出を受けています。

お手元の資料の写真にありますように、申請地は自宅の塀の中に位置し、現況は申請地に碎石が敷かれ庭となっています。

約 33 年前から庭として機能しており周辺農地に営農上の支障はなく、申請地での耕作は困難なので、非農地判定はやむを得ないものと思われます。

その他、現在地等は資料をご確認ください。

申請番号 10 番、土地の所在は〇〇、地目は田で、面積は 5.78 m²です。外に田 1 筆と畑 1 筆の合計 3 筆です。合計の面積は 256.78 m²です。申請人は〇〇にお住いの〇〇さんです。

申請事由については、「田 2 筆はそれぞれ面積が 10 m²以下の狭小地であり、現況は雑木の繁茂とボーリング設備を設置しているため耕作が困難であること。また、畑 1 筆は転用許可を得ずに約 23 年前に駐車場として整備しており耕作が困難なため。」です。農地転用許可を得ずに造成していますので、始末書の提出を受けています。

お手元の資料の写真にありますように、田 2 筆は基盤整備や市道整備時の残地と思われ面積も狭小であり耕作は困難な状況です。畑 1 筆は駐車場のカーポートが設置されバラスも敷かれており耕作は困難な状況です。

約 23 年前から現状とのことであり周辺農地に営農上の支障はなく、耕作が困難なほど非農地化しており、非農地判定はやむを得ないものと思われます。その他、現在地等は資料をご確認ください。

申請番号 11 番、土地の所在は〇〇、地目は田で、面積は 1,121 m²です。外に田が 2 筆あり合計 3 筆です。合計の面積は 2,442 m²です。申請人は〇〇にお住いの〇〇さんです。

申請事由については、「先代が約 23 年前に亡くなってから管理する者がお

議 長	らず原野化し農地として利用できないため。」です。 お手元の資料の写真にありますように、申請地は県道〇〇線沿いに位置し、現況は雑草・雑木・竹・笹などが繁茂しイノシシの被害が見受けられます。また、申請地周辺は原野化しており、今後重機などで改良を行い耕作する者はいないと思われます。 約 23 年前から現状とのことです。周辺農地に営農上の支障はなく、申請地での耕作は困難なので、非農地判定はやむを得ないものと思われます。その他、現在地等は資料をご確認ください。 議案第 21 号、農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは議案 21 号、農地法の規定による非農地証明書の交付について、承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 21 号、農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。 続いて、議案第 22 号、農地法利用状況調査による非農地の決定について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 22 号、農地法利用状況調査による非農地の決定について、資料に基づきご説明申し上げます。 昨年夏に行いました利用状況調査の結果、荒廃化しており農地に該当しないと判断できるものの一覧表となります。 推進委員が調査を完了した後、事務局より所有者もしくは相続人に対して文書による通知を行います。その後、非農地申請を希望する農地を事務局が現地確認を行い、非農地として認めてよいと思われる農地をあげています。 現在も事務局による現地確認を行っているため、確認を終えた分から随時、来月以降も総会にあげて行く予定です。 よって、これらの農地を非農地として認めてよいか審議を求めます。
議 長	議案第 22 号農地法利用状況調査による非農地の決定について、事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは議案 22 号農地法利用状況調査による非農地の決定について、承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手)

事務局	議案第 22 号農地法利用状況調査による非農地の決定については、全会一致で承認されました。 続いて、議案第 23 号令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明をお願いします。 議案第 23 号令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について、資料に基づきご説明申し上げます。 農業委員会の令和 8 年 4 月 1 日現在の状況は資料のとおりです。次に、最適化活動の目標についてです。 農地の集積は、直近における管内の耕地面積は 3,510ha となっており、これまでの集積面積が 2,168ha であることから集積率は 61.8%となっています。集積率の目標は、令和15年度までに集積率 80%をめざしていますので、新規の集積面積は 80ha で、今年度末の集積面積は 2,248ha を目標にしています。 また、推進委員等の活動日数は月に 10 日を目標にしています。活動記録簿に記載していただいた活動については年度末に活動報酬をお支払いします。今年度も農地利用状況調査を 7 月から 9 月にかけて実施予定です。 その他は資料をご確認ください。
議長	議案第 23 号令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは議案第 23 号令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について承認される方の挙手を求めます。 (〇〇委員以外全員挙手) 1 名承認できない、ということで事務局は記録しておいてください。 では、議事については以上でございます。 報告事項、協議事項等があれば事務局より説明してください。
事務局	(その他について事務局より説明) 今年 6 月に公益社団法人国東市農業公社の理事及び監事の全員が任期満了を迎えるため、改めて農業委員会から理事 4 名を選出することになりました。このことについて、昨年度に農業委員改選後の1年目にあたりましたので、各種団体役員を割り振りいたしております。農業委員の任期中は昨年度に話し合って決めた各種団体役員を務めていただきたいと思います。そういうことで農業公社の理事につきましては、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員をお願いいたします。その他の委員も引き続きお願いいたします。 それから、慶弔等に関する内規に基づき徴収いたしました徴収金の令和 7 年度収支状況及び令和 8 年度の徴収につきましてはお手元の資料にてご確認ください。

議 長	ださい。この内容は、農地利用最適化推進委員にも関係いたしますが、内規において総会後に文書にて報告することになっておりますのでご了承ください。 その他について事務局から説明がありました。皆さん方から何かご意見等ありませんか？ (意見・質疑なし) 本日は以上になります。副会長に閉会のあいさつをお願いします。
副 会 長	本日は慎重審議をありがとうございました。農地集積率の目標は 80%、集積面積は 80ha です。このメンバーが頑張ればそう難しくはないのかなと思います。事務局には農業委員が活躍できるような仕組みを創ってほしいと思う次第です。 これをもちまして、第 4 回農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。 議 長 議事録署名委員 議事録署名委員